



がんばる商店街(会)応援します!!

ー令和3年度 商店街活性化支援事業<ポストコロナ・ウィズコロナ版>のご案内ー

現在、商店街（会）のおかれている状況は、様々な要因により厳しい状況下にあります。

このような状況を踏まえ、さいたま商工会議所では、「商店街活性化支援事業<ポストコロナ・ウィズコロナ版>」として、積極的に商店街活動を行っている商店街（会）に対し事業費の一部を下記の通り助成いたします。つきましては、当助成金を商店街（会）の活性化につながるよう有効活用いただきたいと存じます。

■募集期間 **令和3年5月10日（月）～6月25日（金）まで**

■助成件数 **12件**

※原則、先着順となりますが、内容に応じてご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください

■助成限度額 **総事業費の2分の1以内かつ5万円以内でいずれか低い額**

※申請多数の場合は、さらに助成額を調整させていただく場合もございます

■対象者 **以下、1～4すべてに該当する商店街（会）が対象となります**

- さいたま商工会議所の各種事業周知へご協力いただける商店街（会）等
- 申請事業の配布物等（ポスター・チラシ、案内等）に「協力：さいたま商工会議所」を掲載する等PRに協力（申請年度の事業が既に完了している場合は除く）
- さいたま市浦和商店会連合会・大宮商店街連合会・与野商店会連合会・岩槻商店会連合会の何れかに加入している
※原則、連合体とその連合体を構成する単会については重複する申請はできません
- さいたま商工会議所が指定した期日までに助成事業実績報告書を提出が可能である

■対象事業

- 商店街（会）として地域の活性化に寄与する事業
- 商店街（会）事業（イベント等）に、消費者が安心して参加できる新しい生活様式へ対応した取り組み
- その他、さいたま商工会議所が助成対象事業として認める事業

注1）詳細は「令和3年度 商店街活性化支援事業<ポストコロナ・ウィズコロナ版>実施要綱」をご確認ください

注2）現在、さいたま商工会議所が支援している事業は助成対象となりませんのでご了承願います

■申込要件

- 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）中に実施する事業**で、「商店街活性化支援事業 実施要綱<ポストコロナ・ウィズコロナ版>」についてご了承いただける商店街（会）、連合会、協議会等
- また、**令和4年3月10日までに、事業報告等が完了できる**商店街（会）、連合会、協議会等

■申込方法

「商店街活性化支援事業要綱<ポストコロナ・ウィズコロナ版>」の申請書に必要事項をご記入いただき、あわせて貴商店街（会）の直近に開催した総会資料・会員名簿を必ず添えて申し込み**ください**

※本要綱および申請書等の様式は、さいたま商工会議所ホームページからダウンロードいただけます

(URL) <http://www.saitamacci.or.jp/local/plus1.asp>



【問合せ先】さいたま商工会議所 大宮支所 担当：野嶋、増田

(さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル8階)

TEL：048-646-4141 FAX：048-643-2720